持ち家

（令和８年４月１日）

令和８年度
住むなら北九州　移住推進事業
（若者・子育て持ち家応援メニュー）
補助申請要領

【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市住宅供給公社　事業企画課
住所：〒８０２－０００１　北九州市小倉北区浅野３－８－１（ＡＩＭビル４階）
電話：０９３－５３１－３０８３
受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
　　８：３０～１７：１５（１２：００～１３：００を除く）
ホームページ：住むなら北九州　移住推進事業のページ
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/07400239.html

【注意事項】

１　募集期間・募集戸数等は、本市のホームページ（上記アドレス）でお知らせしますので、補助金交付対象者認定申請（手続１）前に必ずご確認ください。

２　認定申請は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に行ってください。
　※【住宅の建設の場合】工事請負契約の締結前
　　【住宅の購入の場合】不動産売買契約の締結前

３　認定申請の３カ月前までに、北九州市への移住を考えている方をサポートするための会員制度である「北九州市すまいるクラブ」への事前登録が必要です。

４　補助金交付申請（手続２）の提出期限は、転入又は転居後３ヶ月以内です。

５　補助金請求（手続３）の提出期限は、以下のいずれかとなります。
　ア　令和８年度に（手続２）を行う場合・・・・令和９年３月１２日（金）（必着）
　イ　令和 10 年度以降に（手続２）を行う場合・・（手続２）を行う年度中の３月中旬まで

６　提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。

７　国や地方公共団体が行う本制度と同様の目的の補助制度との併用、及び過去に「住むなら北九州」により補助金の交付を受けた方（世帯員も含む）の申請はできません。

８　申請方法は、グラファーを活用した電子申請とします。
（書類を窓口に持参するか郵送も可）
URL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

QR
コード

目　次

１　はじめに

（１）制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（２）手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　補助申請の要件

（１）対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（２）対象住宅について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（３）補助金額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　申請の手続

（１）補助金交付対象者認定申請について（手続１）・・・・・・・・・６

（２）補助金交付対象者認定申請の事前登録について・・・・・・・・８

（３）補助金交付申請について（手続２）・・・・・・・・・・・・・・９

（４）補助金請求について（手続３）・・・・・・・・・・・・・・・１０

（５）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

４　Ｑ＆Ａ集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

５　街なかの区域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４～１９

１．はじめに

（１）制度の概要

北九州市では、市外からの転入世帯や市内に居住する世帯で、新たに住宅を取得する方を応援するため、「住むなら北九州　移住推進事業（若者・子育て持ち家応援メニュー）」を実施しています。この制度は、一定の要件を満たす市内の良質な住宅を取得する方に対し、住宅の建設や購入に係る費用の一部を補助するものです。

（２）手続の流れ

本事業の手続の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」といいます）は、「手続１～３」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、まず北九州市すまいるクラブへの事前登録（３カ月以上経過）が必要になります。また、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に、まず補助金交付対象者認定申請（手続１）を行ってください。補助金交付申請（手続２）、及び補助金請求（手続３）は、建設又は購入が完了し、住民票を異動した後に行ってください。

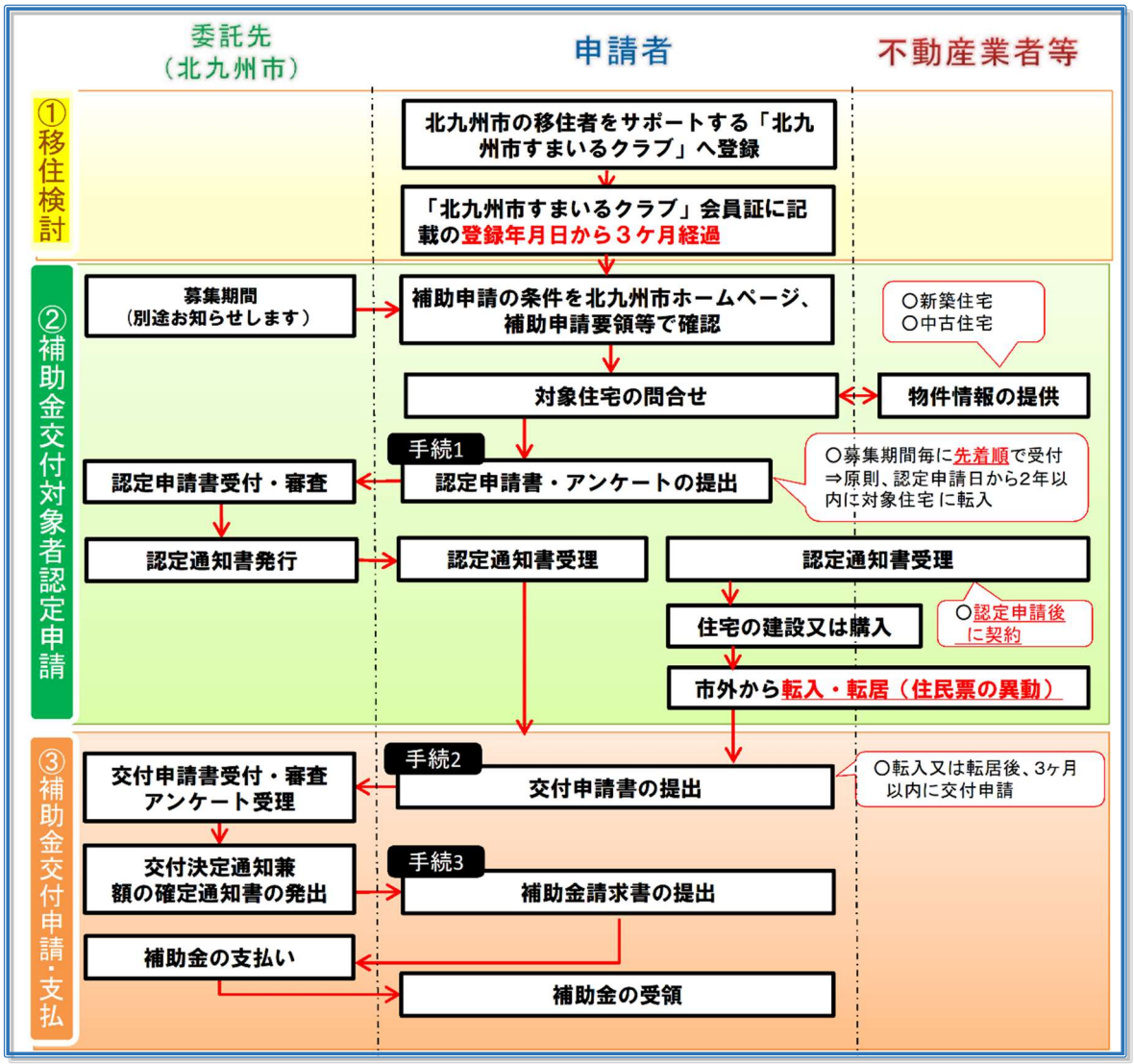

【重要】

申請者は、補助金交付対象者認定申請（手続１）を行う３カ月前までに「北九州市すまいるクラブ」に登録しておく必要があります。住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に必ず補助金交付対象者認定申請（手続１）を行う必要があります。契約後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。ただし、事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。

２　補助申請の要件

（１）対象者について

次の①～⑦をすべて満たす方が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日※1 となります。

①自らの居住の用に供するため、良質な住宅※2の建設又は住宅の購入（以下「良質な住宅の建設等」）を行う予定の方。

②次のいずれかの要件に該当する方。

以下の１）又は２）に該当する世帯で、ア又はイのいずれかに該当する方。

１）若者世帯

申請者が３９歳以下の世帯人員２人以上の世帯※3で、以下のア又はイのいずれかに該当する方。（事実上婚姻関係と同様の事情にある方※4を含みます。）

２）子育て世帯

子ども※5がいる方。

ア　１年以上継続して市外に居住している方。

イ　市内に転入後２年以内の方で転入前１年以上継続して市外に居住していた方。

③転入※6又は転居※7後、原則２年以上市内に居住することができる方。

④北九州市すまいるクラブ※8に登録された日から、補助金を受けようとする期間が３カ月以上経過している方。（移住応援公式情報サイト「北九州ライフ」から入会可能です。）

⑤過去に本事業による補助金の交付を受けていない方（同一世帯員を含む）。

⑥北九州市における市税の滞納がない方。

⑦暴力団※9又は暴力団員※10でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※１　認定申請日

電子申請の場合は送信日、書類持参の場合は持込み日、郵送の場合は郵便局の消印日となります。

※２　良質な住宅

次ページの「（２）対象住宅について」をご覧ください。

※３　世帯人員２人以上の世帯

住民票に記載された世帯員の人数が２人以上であることをいいます。

なお、認定申請時に世帯員の人数が１人であっても、結婚予定の方で、婚姻により２人以上となる場合は、婚約証明書をご提出いただければ対象となります。

※４　事実上婚姻関係と同様の事情にある方

事実婚やパートナーシップの関係にある世帯をいいます。⇒Q16 をご確認ください。

※５　子ども

１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある方をいいます。

※６　転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※７　転居

申請者が北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※８　北九州市すまいるクラブ

北九州市への移住を考えている方をサポートするための会員制度をいいます。

※９　暴力団

要綱第２条６号の内容

※10　暴力団員

要綱第２条７号の内容

（2）対象住宅について

良質な住宅のうち、街なかの区域（P.１４～１９を参照）内に所在する住宅が対象です。なお、良質な住宅の詳細については、下記のとおりです。また、要件となる基準日は認定申請日となります。

⇒認定申請を行う前に、下記要件に該当する住宅であるか、民間住宅事業者や仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにしてください。

【重要】良質な住宅の詳細について

１）新築※ａの住宅の場合

次の（ア）に該当し、かつ（イ）～（オ）のいずれかに該当する住宅をいいます。

（ア）戸建て住宅にあっては敷地面積が１３０㎡以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は１８０㎡以上）、マンションにあっては住戸専用面積が５０㎡以上の住宅。

（イ）住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級等のいずれかを満たしている住宅。

評価項目	等級等
高齢者等配慮対策等級	３以上
断熱等性能等級	４
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	２以上
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	免震建築物

（ウ）独立行政法人住宅金融支援機構が定める【フラット３５】Ｓの技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けている住宅。
①住宅金融支援機構の「適合証明省略の申出書」は利用不可
②新築時取得分のみ利用可能

（エ）長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅。

（オ）その他ＺＥＨ住宅等、断熱等性能等級５以上の証明書類の交付を受けた住宅。

※ａ：新築
建設工事の完了の日から起算して１年を経過していないものをいいます。

２）既に建築された住宅の場合

（中古住宅で「１）新築の住宅の場合」に該当するものを除く。）

次の（ア）～（ウ）の全ての要件を満たす住宅をいいます。
ただし、１）の（イ）～（オ）のいずれかに該当する場合は、（ウ）を満たしている住宅とみなします。

（ア）戸建て住宅にあっては敷地面積が１３０㎡以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は１８０㎡以上）、マンションにあっては住戸専用面積が５０㎡以上の住宅。

（イ）昭和５６年６月１日以降に着工したものか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年１０月２７日法律第１２３号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。

（ウ）別に定めるインスペクション（住宅診断）※bを実施している住宅。

※ｂ：インスペクション（住宅診断）
中古住宅の現況調査で、次の（ア）～（エ）のいずれかを満たすものをいいます。

（ア）国土交通省「長期優良住宅化リフォーム事業」におけるインスペクター講習団体の実施する講習を受講し、終了考査に合格した建築士又は建築施工管理技士が、「現況調査チェックシート」に基づき調査したもの。

（イ）福岡県「住まいの健康診断」における「協力検査会社及び検査人」が、「検査内容」に基づき調査したもの。

（ウ）建築士又は建築施工管理技士が、「既存住宅インスペクション・ガイドライン（国土交通省平成 25 年６月）」に基づき調査したもの。

（エ）既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が、「既存住宅状況調査方法基準」に基づき調査したもの。

（３）補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

５０万円を上限として、世帯人員１人当たり１５万円を補助します。

ただし、２（１）①～⑦の「ア　１年以上継続して市外に居住している方」又は「イ　市内に転入後２年以内の方で転入前１年以上継続して市外に居住していた方」に該当する世帯は、ア又はイの要件を満たす対象者に限ります。

３　申請の手続

（１）補助金交付対象者認定申請について（手続１）

申請者は、①～③に従って認定申請を行ってください。

⇒認定申請は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に行ってください。

⇒ただし、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。詳細については（２）をご覧ください。

①　提出方法と必要書類

パソコンやスマートフォンを活用し、本市ホームページに掲載しているホームページのリンク先か、QR コードから北九州市の電子申請（グラファー）へアクセスし、電子申請を行うか、本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて紙で提出するかを選択してください。グラファーを活用する場合は、初めにアカウントの登録が必要です。

電子申請の場合は、下記の電の書類を、紙で提出する場合は、下記の紙の書類をご準備ください。

なお、申請区分は２（１）②によります。

⇒事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、確認書類を提出していただきますので、認定申請の前に、市窓口までお問い合わせください。

１）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート

２）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー
補助要件チェックリスト
⇒補助要件に適合しているか確認してください。

３）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書【様式第１９号】
⇒申請年月日は、各募集回に設定されている募集期間内の日付としてください。
⇒認定申請の事前登録を行っている場合は、事前登録日を認定申請日としてください。

４）紙 電 世帯全員の住民票（本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可、電子申請の場合は鮮明な写真）
⇒転入又は転居前の居住地のものを提出又は添付してください。
申請区分が「若者世帯」で、３ヶ月以内に結婚予定（事実上婚姻関係と同様の事情の予定がある方を含む）の方は、相手の住民票も提出又は添付してください。

５）紙 電 前住所地の世帯全員の住民票の除票等（コピー不可、電子申請の場合は鮮明な写真）
⇒本市以外の自治体に居住して１年満又は本市に転入して２年以内の方は、１年以上継続して市外に居住している（いた）ことが確認できる書類を提出又は添付してください。
例）住民票の除票、戸籍の附票　等

６）紙 電 母子手帳の写し
⇒子どもが胎児の場合は提出又は添付してください。

７）紙 電 婚約証明書【様式第５号】
⇒婚姻により世帯人員２人以上となる場合は提出又は添付してください。

８）紙 電 転入又は転居予定先の住宅の所在地（地名地番）、敷地面積（戸建ての場合）、部屋番号・住戸面積（マンションの場合）、建築年月日（着工年月日）が確認できる書類
⇒募集広告のチラシやインターネットの物件情報等を印刷して提出又は添付してください。
⇒中古住宅の場合は、耐震基準を満たすことが必要です。補助金交付申請（手続２）で、確認できる書類の提出又は添付が必要となります。

９）紙 電 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請　事前登録書の写し

⇒認定申請の事前登録を行っている場合は提出又は添付してください。

１０）紙 電 パートナーシップ宣誓書受領証

⇒パートナーシップ宣誓を行っている場合は提出又は添付してください。

１１）電 本人確認書類

⇒本人確認のため、氏名、住所などの個人情報が記載されており、官公庁が発行した本人が確認できる書類を鮮明な写真で添付してください。

例）運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券、国民健康保険の被保険者証、顔写真付き福祉手帳（身体障がい者手帳等）等

１２）紙 住むなら北九州　移住推進事業（若者・子育て持ち家応援メニュー）に係るアンケート

② 募集期間

本市ホームページでお知らせしますので、認定申請前に必ずご確認ください。

③ 紙での提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市住宅供給公社　事業企画課

住　所：〒８０２－０００１　北九州市小倉北区浅野３－８－１　ＡＩＭビル４階

【重要】

１　認定申請時に、北九州市すまいるクラブに登録された日から３カ月以上経過している必要があります。

２　認定申請は住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前にしか行うことができません。
ただし、住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出又は電子申請することができます。

３　必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。

４　市内に転入又は転居後、２年未満で市外へ転出することが明らかな場合は、本制度を利用できません。

５　過去に申請する世帯員のいずれかが「住むなら北九州」の補助金を受給したことがある場合は、本制度を利用できません。

６　暴力団関係者は本制度を利用できません。

７　申請手続の申請者は、下記のいずれかで本人の確認が必要です。

（１）【電子申請の場合】

①添付資料に本人確認書類を添付する。添付可能な書類は３（１）①　１０）を参照。

（２）【紙の申請の場合】

①直筆署名する。必ず申請者本人が署名してください。

②押印する。申請者の印鑑は、認印で結構ですが、手続き１～３は、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）

⇒押印した印鑑が分からなくなる場合がありますので、当初認定申請時には、申請書の控えをとっておくことをお薦めします。

８　契約者は、申請者又は配偶者に限ります。

９　電子申請で不備（入力内容の不備や添付資料の漏れ等）がある場合は、一旦、差し戻し処理となるため、再度新たな申請が必要となり、申請日も再申請を行った日に訂正されます。再申請の時点で、募集数に達している可能性もありますので、申請前に不備がないよう十分に確認して申請してください。

（２）認定申請の事前登録について

住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。

⇒住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録し、提出期限内に補助金交付対象者認定申請書が提出された場合は、認定申請が事前登録日に行われたものとします。

ただし、申請件数が募集件数に達した場合は、提出ができませんのでご注意ください。

①事前登録の方法

【電子申請システム（ネット申請）】

事前登録ページにアクセスし、入力フォームに必要事項を入力のうえ、事前登録してください。

補助金交付対象者認定申請　事前登録ページ
https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/sumukita

②認定申請書の提出期限

事前登録日から２週間以内です。（例：事前登録日が１日の場合、提出期限は１５日）

ただし、事前登録日から２週間以内に、募集期間の末日を迎える場合は、当該末日までとします。（例：事前登録日が９月２０日、募集期間の末日が９月３０日の場合、提出期限は９月３０日）

提出期限内に、（１）の手続１に従い、補助金交付対象者認定申請書を提出してください。

⇒認定申請日は、提出日ではなく事前登録日としてください。

【重要】

１　住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。（事前登録日が認定申請日となります。）

２　事前登録して契約締結した場合、提出期限内（消印有効）に補助金交付対象者認定申請書を提出しなければ、事前登録は無効となります。
また、事前登録をしていても、認定申請書の提出前に募集戸数に達した場合は、認定申請の受付はできません。

３　募集開始前又は募集締め切り後の事前登録はできません。

４　事前登録は、補助金交付対象者の認定を約束するものではありません。

５　代理人（事業者等）が事前登録を行う場合は、必ず申請者本人の同意を得てください。
申請者本人の同意がないことが判明した場合、事前登録は無効とします。

６　事前登録は、申請者一人につき１物件とします。複数物件の事前登録はできません。

７　契約者は、申請者又は配偶者に限ります。

（３）補助金交付申請について（手続２）

申請者は、①～③に従って補助金交付申請（以下「交付申請」といいます）を行ってください。

⇒認定申請から原則として２年以内（ただし、住宅の引渡しが認定申請から２年を超える場合は３年以内）に転入又は転居（住民票を異動）してください。

⇒交付申請は、転入又は転居後（住民票の異動後）３ヶ月以内に行ってください。

① 提出方法と必要書類

パソコンやスマートフォンを活用し、本市ホームページに掲載しているホームページのリンク先か、QR コードから北九州市の電子申請（グラファー）へアクセスし、電子申請を行うか、本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて紙で提出するかを選択してください。なお、認定申請（手続１）を紙で申請された方は、様式は本市から送付します。

電子申請の場合は、下記の電の書類を、紙で提出する場合は、下記の紙の書類をご準備ください。

なお、申請区分は２（１）②によります。

⇒事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、確認書類を提出いただきますので、補助金交付申請の前に、市窓口までお問い合わせください。

１）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー 補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート

２）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー 補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第２２号】

３）紙 電 世帯全員の住民票（本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可、電子申請の場合は鮮明な写真）

⇒転入又は転居後の居住地のものを提出又は添付してください。

４）紙 電 申請者の「市税に滞納がないことの証明書」（コピー不可、電子申請の場合は鮮明な写真）

⇒転入又は転居後に発行されたものを提出又は添付してください。

⇒認定申請時に市内に居住していた方は必ず提出又は添付してください。過去に市内に居住履歴がない方は必要ありません。

５）紙 電 住宅の売買契約書又は建設工事請負契約書の写し

６）紙 電 土地の売買契約書の写し

⇒親族や個人所有の土地の場合などで契約書がない場合は、地主の承諾書、印鑑証明、登記簿等を提出又は添付してください。

７）紙 電 住宅の配置図（敷地面積と建物の配置がわかるもの）及び各階平面図

８）紙 電 住宅の竣工写真（建物全体がわかるもの）

９）紙 電 住宅の条件を証明するもの（新築宅）　※次のいずれか

- 住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の写し
- 【フラット３５】Ｓの適合証明書の写し
- 長期優良住宅認定通知書の写し
- その他ＺＥＨ住宅等、断熱等性能等級５以上の証明書類の写し

１０）紙 電 住宅の条件を証明するもの（中古住宅）　※次の全て

- インスペクション（住宅診断）を行ったことが確認できる書類（報告書　等）
  ⇒９）のいずれかの書類を提出する場合は必要ありません。
- 新耐震基準を満たす住宅であることが確認できる書類（確認済証、検査済証　等）
  ⇒手続１で既に提出済みの場合は必要ありません。

１１）紙 住むなら北九州　移住推進事業に係る誓約書【様式第６号】

１２）紙 他の補助制度と併用しない旨の確認書

１３）電 本人確認書類

⇒本人確認のため、氏名、住所などの個人情報が記載されており、官公庁が発行した本人が確認できる書類を鮮明な写真等で添付してください。
例）運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券、国民健康保険の被保険者証、顔写真付き福祉手帳（身体障がい者手帳等）等

②提出期限

転入又は転居後（住民票の異動後）３ヶ月以内とします。
※令和８年度に提出する場合、令和９年２月26日（金）（必着）で提出してください。

③紙での提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。
提出先：北九州市住宅供給公社　事業企画課
住　所：〒８０２－０００１　北九州市小倉北区浅野３－８－１　ＡＩＭビル４階

【重要】

１　交付申請は住宅の建設等が完了し、対象住宅へ住民票を異動した後にしか行うことができません。
２　補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の条件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
３　手続の申請者は、下記のいずれかで本人の確認が必要です。
（１）【電子申請の場合】
①添付資料に本人確認書類を添付する。添付可能な書類は３（１）①　１０）を参照。
（２）【紙の申請の場合】
①直筆署名する。必ず申請者本人が署名してください。
②押印する。申請者の印鑑は、認印で結構ですが、手続き１～３はすべて同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）
４　添付資料として、その他市長が定めるものをご提示いただく場合があります。
５　電子申請で不備（入力内容の不備や添付資料の漏れ等）がある場合は、一旦、差し戻し処理となるため、再度新たな申請が必要となり、申請日も再申請を行った日に訂正されます。申請前に不備がないよう十分に確認して申請してください。

（４）補助金請求について（手続３）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って補助金の請求手続きを行ってください。

①　提出方法と必要書類

パソコンやスマートフォンを活用し、本市ホームページに掲載しているホームページのリンク先か、QR コードから北九州市の電子申請（グラファー）へアクセスし、電子申請を行うか、本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて紙で提出するかを選択してください。なお、認定申請（手続２）を紙で申請された方は、様式は本市から送付します。
紙で提出する場合は、下記の紙の書類をご準備ください。

１）紙 住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付請求書類等チェックシート
２）紙 住むなら北九州　移住推進事業補助金交付請求書【様式第９号】
３）紙 電 振込先が確認できる書類（金融機関名･口座番号･口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

②提出期限

以下のいずれかとなります。

１）　令和８年度に（手続２）を行う場合・・・・令和８年３月12日（金）（必着）

２）　令和９年度以降に（手続２）を行う場合・・（手続２）を行う年度中の３月中旬まで

③ 紙での提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市都市戦略局住まい支援室

住　所：〒８０３－８５０１　北九州市小倉北区城内１－１（北九州市役所本庁舎１３階）

【重要】

１　提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することができません。

２　手続の申請者は、下記のいずれかで本人の確認が必要です。

（１）【電子申請の場合】

①添付資料に本人確認書類を添付する。添付可能な書類は３（１）①　１０）を参照。

（２）【紙の申請の場合】

①直筆署名する。必ず申請者本人が署名してください。

②押印する。申請者の印鑑は、認印で結構ですが、手続き１～３はすべて同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）

３　手続１・２と提出先が異なりますのでご注意ください。

４　電子申請で不備（入力内容の不備や添付資料の漏れ等）がある場合は、一旦、差し戻し処理となるため、再度新たな申請が必要となり、申請日も再申請を行った日に訂正されます。申請前に不備がないよう十分に確認して申請してください。

（５）その他

補助金を受領した後、①又は②に該当する場合は、各種手続きを行ってください。

①転入後２年未満で市外へ転出する場合

市内に転入してから２年未満で市外へ転出することが決まった場合、その時点で市窓口へご連絡ください。なお、転出理由によっては補助金を返還していただくこととなります。

②税法上の取扱い

住むなら北九州　移住推進事業　若者・子育て持ち家応援メニューに係る補助金は一時所得に該当します。所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくはお近くの税務署へお問合せください。

４　Q&A集

Q１　なぜ、「北九州市すまいるクラブ」へ３カ月前までに登録が必要なのですか？

Ａ１　令和７年度は、当該制度がなくても転入することが決まっていた方への補助ではなく、真に移住を検討している方へのインセンティブとなる制度へと変更しています。
「北九州市すまいるクラブ」は、引越し代の割引や仲介手数料の割引等、移住を応援する特典が受けられるなど、移住検討者にとってメリットがあり、住む北の補助金と合わせて移住を後押しする制度となっております。３カ月という期間は、現行の「北九州市移住支援金事業」の条件と合わせており、移住を他都市と検討比較するのに適正な期間と考えております。

Q２　認定申請はいつまでにすればいいですか？

Ａ２　住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に申請してください。
新築（注文住宅）の場合は、建物の工事請負契約締結前に、集合住宅・建売住宅・既存の住宅の場合は、不動産売買契約締結前に申請してください。

Q３　市内に転入してから認定申請はできますか？

Ａ３　すでに市内に転入していても、転入後２年以内であり、転入前に市外に１年以上継続して居住していた方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

Q４　認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？

Ａ４　認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金の交付ができなくなります。

Q５　認定通知を受けた後に転入又は転居予定先の住宅が変更になった場合、交付申請することはできますか？

Ａ５　変更した住宅が対象住宅の要件を満たしていれば、交付申請することは可能です。ただし、交付申請の前に、認定の変更手続きが必要となります。なお、補助金については、当初認定した対象となる世帯人員数に応じて算出した補助金額を上限として交付することとなります。

Q６　土地の取得（契約）を行っているが、建物の契約は行っていない場合、対象となりますか？

Ａ６　認定申請をすることはできますが、必ず、住宅（建物）の契約締結前に認定申請を行ってください。

Q７　対象住宅に該当するかどうやって調べたらいいですか？

Ａ７　民間住宅事業者や仲介を行う不動産会社等に確認をしてください。

Q８　申請者又は対象住宅の要件に関する基準日はいつになりますか？

Ａ８　認定申請日となります。

Q９　市外に１年以上居住とありますが、子どもが胎児や１歳未満の場合、本事業の対象となりますか？

Ａ９　対象となります。

Q１０　募集期間中に住宅の契約を締結する場合は対象となりますか？

Ａ１０　認定申請の日（申込書類を揃え提出し、受付が完了した日）以降であれば、募集期間中に契約を締結してもかまいません。

Ｑ１１　既に所有している住宅を建替える場合、補助の対象になりますか？

Ａ１１　対象者の要件及び建替え後の住宅が対象住宅の要件を満たしており、従前に当制度による補助を受けていない場合、補助の対象となります。

Ｑ１２　認定申請（手続き１）から交付申請（手続き２）の間に、物件の変更や分筆等によって住宅の所在地の地番に変更があった場合、交付申請は変更の前後どちらの地番で申請したらよいですか？

Ａ１２　変更後の地番で申請してください。なお、住宅の性能を証する書類等に記載された地番が変更前のものである場合、分筆等の履歴や現況を確認させていただくため、土地登記簿等の提出が必要になります。

Ｑ１３　変更届は、どのような時に提出しなければなりませんか？

Ａ１３　認定通知書に記載した項目のうち、「転入又は転居予定年月日」以外の項目で変更が生じた場合に必ず提出してください。交付申請（手続２）前までに提出がない場合、交付申請書を受理できませんので、ご注意ください。

Ｑ１４　認定申請（手続１）から交付申請（手続２）の間に、仮住まいなどで対象住宅でない住宅に転入又は転居した場合、補助の対象になりますか？

Ａ１４　交付申請時に要件を満たしていれば補助の対象になります。ただし、認定申請から交付申請の間に転入又は転居した住所の除票等の提出が必要になります。

Ｑ１５　住宅の建設又は住宅の購入が急遽決まった場合、契約締結前に認定申請の提出書類を揃えることができません。どうすればいいですか？

Ａ１５　契約締結前に事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。提出期限内に認定申請書を提出してください。詳しくは要領の８ページ目を確認してください。

Ｑ１６　「事実上婚姻関係と同様の事情にある方」とは、どういう方が対象となるのですか？

Ａ１６　事実婚やパートナーシップの関係にある世帯で、以下の方が対象となります。なお、提出書類が一部異なりますので、認定申請の前に、市窓口までお問い合わせください。

【事実婚の世帯】

双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票の続柄に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載がある方。

【パートナーシップの関係にある世帯】

北九州市パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方、又は今後宣誓をする方。

Ｑ１７　婚姻により認定申請（手続１）から交付申請（手続２）の間に姓の変更があった場合、申請者名と印鑑は変更前後のどちらを使用すればよろしいですか？

Ａ１７　交付申請（手続２）の申請者氏名欄に「新姓（旧姓）」で記載を行い、新姓の印鑑を押印するか、「新姓（旧姓）」の直筆署名をしてください。

Ｑ１８　市内に転入後２年以内で住宅を建設又は住宅の購入予定ですが、市内で産まれた子どもは世帯人数に含みますか？

Ａ１８　出生済の子どもは、親の転入に伴い定住人口が増加する場合は、世帯人員に含みます。胎児の場合は、母子手帳の写し（表紙部分）を提出してください。ただし認定申請（手続１）提出後に判明した胎児は世帯人員に含みません。詳しくは市窓口までお問い合わせください。

Ｑ１９　子どもとは、何歳までが対象になりますか？

Ａ１９　認定申請年度の４月１日時点で、１８歳未満の方が対象となります。

５　街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年５月８日法律第５７号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

表中の（※）区域は、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名です。認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室　電話 093(582)2288）にお問い合わせください。

【門司区】

泉ケ丘	下二十町	畑田町
稲積１～２丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木１～２丁目	羽山１丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保１～３丁目	白野江１～４丁目	東新町１～２丁目
大字大積	新開	東本町１～２丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師１丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上１～３丁目	東門司１～２丁目
片上海岸	大里原町	光町１丁目
上本町	大里東１～４丁目	広石１丁目
上馬寄１～３丁目	大里東口	藤松１～３丁目
大字吉志	大里本町１～３丁目	不老町１～２丁目
吉志１～４丁目	大里桃山町	別院
吉志新町１～３丁目	高砂町	法師庵
旧門司１丁目	高田１～２丁目	本町
清滝１～５丁目	谷町１～２丁目	松原１～３丁目
清見１～４丁目	田野浦１～２丁目	丸山１～２丁目
葛葉１～３丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川	長谷１～２丁目	緑ケ丘
黒川西１、３丁目	中二十町	港町
黒川東１～２丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹１～２丁目	柳原町
小松町	西海岸１～３丁目	柳町１～４丁目
小森江２、３丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町１丁目	
寺内２丁目	大字畑	

【小倉北区】

青葉１～２丁目	熊谷４～５丁目	高峰町
赤坂１、５丁目	熊本１～４丁目	竪林町
浅野１～３丁目	黒住町	竪町１～２丁目
朝日ケ丘	黒原３丁目	田町
足原１～２丁目	黄金１～２丁目	常盤町
愛宕１～２丁目	米町１～２丁目	中井１～５丁目
足立１丁目	小文字１丁目	中井口
泉台１～３丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場１～２丁目	中島１～２丁目
井堀１～３丁目	堺町１～２丁目	中津口１～２丁目
今町１～２丁目	三郎丸１～３丁目	長浜町
鋳物師町	重住３丁目	西港町
魚町１～４丁目	篠崎１～２、５丁目	萩崎町
宇佐町１～２丁目	下到津１～５丁目	馬借１～３丁目
江南町	下富野１～５丁目	原町１～２丁目
大田町	城内	日明１～５丁目
大手町	城野団地	東篠崎１～３丁目
大畠１～３丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町１～２丁目	白銀１～２丁目	東港１丁目
片野１～５丁目	白萩町	平松町
片野新町１～３丁目	神幸町	古船場町
金田１～３丁目	新高田１丁目	弁天町
上到津１～４丁目	親和町	真鶴１～２丁目
上富野１～５丁目	須賀町	緑ケ丘１～３丁目
香春口１～２丁目	砂津１～３丁目	南丘１～２丁目
神岳１～２丁目	船頭町	三萩野１～３丁目
貴船町	船場町	都１～２丁目
木町１～４丁目	大門１～２丁目	室町１～３丁目
京町１～４丁目	高尾２丁目	明和町
清水１～４丁目	高浜１～２丁目	吉野町
霧ケ丘１、３丁目	高坊１～２丁目	若富士町
金鶏町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方１～２丁目	沼本町１～２、４丁目
石田南１、３丁目	城野１～４丁目	沼緑町１～５丁目
長行西１～５丁目	星和台１～２丁目	沼南町１～２丁目
長行東１～３丁目	大字高津尾	八幡町
上石田１～４丁目	高野１～４丁目	葉山町１～３丁目
上葛原１～２丁目	田原１～３丁目	春ケ丘
上曽根３丁目	田原新町１～３丁目	東貫１～３丁目
上貫１～３丁目	津田１～４丁目	東水町
上吉田１～６丁目	津田新町１～４丁目	日の出町１～２丁目
蒲生１～５丁目	大字徳吉	富士見１～３丁目
企救丘１～６丁目	徳吉西１～３丁目	舞ケ丘２～５丁目
北方１～５丁目	徳吉東１～２、４～５丁目	大字南方
朽網西１～２、４～６丁目	徳吉南１、３丁目	南方１～５丁目
朽網東１～３丁目	徳力１～７丁目	南若園町
葛原１、５丁目	徳力新町１～２丁目	守恒１～５丁目
葛原東１～５丁目	徳力団地	守恒本町１～３丁目
葛原本町１、４～６丁目	長尾１～２、４～６丁目	八重洲町
葛原元町１～２丁目	中曽根１～６丁目	山手１～３丁目
大字志井	中曽根東１丁目	湯川１、５丁目
志井１～６丁目	中貫１～２丁目	湯川新町１～４丁目
重住１～２丁目	中貫本町	大字横代
志徳１～２丁目	長野１～３丁目	横代北町１～５丁目
下石田１～３丁目	長野本町２丁目	横代東町１～３丁目
下城野１～３丁目	中吉田１～６丁目	横代南町２丁目
下曽根１～４丁目	西水町	大字吉田
下曽根新町	蜷田若園１～３丁目	若園１～５丁目
下貫１～４丁目	沼新町１～３丁目	

【若松区】（※）区域は、北九州市住まい支援室へ要確認　電話 093(582)2288

青葉台西１～５丁目	小敷ひびきの１～３丁目	浜町１～３丁目
青葉台東１～２丁目	桜町	大字払川
青葉台南１～３丁目	塩屋１～４丁目	原町
赤岩町	下原町	東小石町
赤崎町	修多羅１～２丁目	東畑町
赤島町	高須北１～３丁目	東二島１～５丁目
大字安瀬	高須西１～２丁目	ひびきの
今光１丁目	高須東１～４丁目	ひびきの北
栄盛川町	高須南１～４丁目	ひびきの南１～２丁目
老松１～２丁目	棚田町	深町１～２丁目
大井戸町	童子丸１～２丁目	藤ノ木１～３丁目
大字大鳥居	大字頓田	二島１～６丁目
片山１～３丁目	中川町	古前１丁目
上原町	波打町	本町１～３丁目
鴨生田１～４丁目	西小石町	南二島１丁目
北浜１丁目	西園町	宮丸１～２丁目
響南町	西天神町	用勺町
くきのうみ中央	白山１～２丁目	和田町
久岐の浜	大字畠田（※）	
小石本村町	畠田１～３丁目	
向洋町	花野路１～３丁目	

【八幡東区】

荒生田１～３丁目	清田１～２丁目	中畑１丁目
石坪町	山路松尾町	西本町１～４丁目
祝町１～２丁目	山王１～２丁目	八王寺町
枝光１～２丁目	昭和１～３丁目	春の町１～５丁目
枝光本町	白川町	東田１～４丁目
大蔵１丁目	諏訪１丁目	日の出１丁目
尾倉１～３丁目	高見１～2、４丁目	平野１～３丁目
上本町１～２丁目	竹下町	前田１～３丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園１～４丁目	中央１～３丁目	宮の町１～２丁目
祇園原町	槻田２丁目	桃園１～４丁目

【八幡西区】　（※）区域は、北九州市住まい支援室へ要確認　電話 093(582)2288

相生町	光明１～２丁目	野面１～２丁目
青山１～３丁目	小鷺田町	則松１～７丁目
浅川町	小嶺１～３丁目	則松東１～２丁目
大字浅川（※）	小嶺台１～４丁目	萩原１～３丁目
浅川１～２丁目	大字木屋瀬	馬場山
浅川学園台１～４丁目	木屋瀬１～５丁目	馬場山西
浅川台１～２丁目	木屋瀬東１～４丁目	馬場山東１～３丁目
浅川日の峯１～２丁目	大字金剛	馬場山緑
大字穴生	金剛１～３丁目	東石坂町
穴生１～４丁目	幸神１～４丁目	東王子町
池田１～３丁目	桜ケ丘町	東折尾町
石坂１～３丁目	大字笹田	東神原町
泉ケ浦１、３丁目	さつき台１～２丁目	東鳴水１～３丁目
医生ケ丘	里中１～３丁目	東浜町
市瀬１～２丁目	三ケ森１～４丁目	東曲里町
岩崎２～４丁目	下上津役１～４丁目	引野１～３丁目
上の原１～４丁目	下上津役元町	藤田１～４丁目
永犬丸１～５丁目	下畑町	藤原１～４丁目
永犬丸西町２～３丁目	自由ケ丘	船越１～３丁目
永犬丸東町１～３丁目	松寿山１～３丁目	舟町
永犬丸南町１～５丁目	陣原１～５丁目	別所町
大浦１～３丁目	陣山１～３丁目	北筑１～３丁目
大平１～３丁目	菅原町	星ケ丘１～７丁目
大平台	瀬板１丁目～２丁目	堀川町
岡田町	星和町	大字本城
沖田１～５丁目	大膳１～２丁目	本城１～５丁目
御開１～５丁目	高江１～５丁目	本城学研台１～３丁目
折尾１～５丁目	鷹の巣１～３丁目	本城東１～６丁目
春日台１～６丁目	竹末１～２丁目	町上津役西１～４丁目
香月中央１～３丁目	田町１～２丁目	町上津役東１～３丁目
香月西１～４丁目	茶売町	的場町
上上津役１～５丁目	茶屋の原１～３丁目	真名子１～２丁目
岸の浦１～２丁目	千代１～５丁目	丸尾町
北鷹見町	千代ケ崎１～３丁目	光貞台１～３丁目
吉祥寺町	筒井町	南王子町
貴船台	鉄王１～２丁目	南鷹見町
楠北１～３丁目	鉄竜１～２丁目	南八千代町
楠木１～２丁目	東筑１～２丁目	美原町
大字楠橋	塔野１、３丁目	椋枝１～２丁目
楠橋下方１～３丁目	友田１～３丁目	森下町
楠橋西１～２丁目	長崎町	屋敷１丁目
楠橋東２丁目	中須１～２丁目	八千代町
楠橋南１～３丁目	中の原１～３丁目	八枝１～５丁目
熊手１～３丁目	西王子町	山寺町
熊西１～２丁目	西折尾町	夕原町
黒崎１～５丁目	西神原町	養福寺町
黒崎城石	西鳴水１丁目	力丸町
皇后崎町	西曲里町	若葉１～３丁目
紅梅１～３丁目	大字野面	割子川１～２丁目

【戸畑区】

旭町	正津町	初音町
浅生１～３丁目	新池１～３丁目	東大谷１、３丁目
一枝１～３丁目	新川町	東鞘ケ谷町
沖台１～２丁目	菅原１～４丁目	福柳木１～２丁目
川代２丁目	仙水町	牧山１丁目
観音寺町	千防１～３丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰１丁目	牧山新町
銀座１～２丁目	土取町	丸町１丁目
小芝１～３丁目	天神１～２丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺１～２丁目	明治町
境川１～２丁目	中原西１～３丁目	元宮町
沢見１～２丁目	中原東１～４丁目	夜宮１～３丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞘ケ谷町	